

VI 安全・安心で住みやすい 地域づくり

51 ドクターヘリの運航に対する支援等について

【厚生労働省】

【提案・要望事項】

救急医療体制の充実・強化に向け、ドクターヘリの安定的な運航体制を確保するとともに、地域において良質かつ適切な医療を効果的・効率的に提供できるよう、財源確保を含め、国において必要な措置を講ずること。

- (1) ドクターヘリの運航に係る新たな支援制度の創設
- (2) 医療提供体制推進事業費補助金制度の改善

【現状と課題（背景・理由等）】

○ドクターヘリの運航に係る新たな支援制度の創設

ドクターヘリの運航に係る国庫補助制度として、「ドクターヘリ導入促進事業」（医療提供体制推進事業費補助金）があり、運航業者委託料や搭乗医師・看護師確保経費などを補助対象とし、補助基準額（30年度）は250,549千円、負担割合は国1/2、都道府県1/2となっている。

しかしながら、格納庫の確保に係る費用や搭載医療機器・運航管理室の維持管理費などの補助対象外経費が発生している。

また、国は、ドクターヘリ導入促進事業は100%配分したとはいえ、当該補助金全体では、交付率が74.8%（30年度〔全国〕）に止まっており、将来にわたって国費分が確保できるかどうか不透明な状況となっているうえに、ドクターヘリ分を確保するためには、他の事業を削減し充当するほかない。

このため、ドクターヘリの安定的な運航体制の確保ができるよう、恒久的かつ柔軟性の高い財政支援制度が必要である。

○医療提供体制推進事業費補助金制度の改善

医療提供体制推進事業費補助金については、救急医療や周産期医療など、地域医療の推進に不可欠な補助金であるものの、前述のとおり、補助金総額が少なく、事業の縮小や中止を余儀なくされており、いずれの事業に充当しても地域医療が守られていない状況となっている。

31年度の同補助金予算総枠（230億円）は増額されたものの、30年度都道府県計画額（306.6億円）を下回っており、事業の安定的な実施のため補助基準額に応じた交付が確実になされるよう法律補助とするなど、同補助金制度の改善が必要である。

【実現後の効果】

- ◇ ドクターヘリの安定的な運航体制の確保により、全国的な救急医療体制の充実・強化が図られる。
- ◇ 地域において良質かつ適切な医療を提供するために必要な事業の円滑な実施ができる。

県担当部署：保健福祉部 社会福祉医療局 医療対策課

○救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療の確保に関する特別措置法（抜粋）

（目的）

第一条 この法律は、救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療が傷病者の救命、後遺症の軽減等に果たす役割の重要性にかんがみ、救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療の全国的な確保を図るための特別の措置を講ずることにより、良質かつ適切な救急医療を効率的に提供する体制の確保に寄与し、もって国民の健康の保持及び安心して暮らすことのできる社会の実現に資することを目的とする。

○ドクターヘリ導入促進事業（医療提供体制推進事業費補助金）の概要

- ・対象経費：運航業者委託料、搭乗医師・看護師確保経費、運航調整委員会経費等
- ・補助率：1／2（国1／2、都道府県1／2）
- ・補助基準額：250,549千円／箇所（H30）



◆補助金総枠の交付率（全国）は74.8%に止まり、将来にわたって、国費分が確実に確保できるかどうか不透明な状況なうえに、ドクターヘリ分を確保するためには、他の事業を削減し充当するほかない。

○医療提供体制推進事業費補助金予算総額等の推移

年度	予算総額	都道府県計画額	交付率（調整率）
H26	151.0 億円	241.4 億円	62.5%
H27	134.3 億円	247.1 億円	54.4%
H28	150.2 億円	262.9 億円	57.1%
H29	154.0 億円	279.9 億円	55.0%
H30	229.2 億円	306.6 億円	74.8%

○ドクターヘリ出動件数（年度別）

- ・ H28 年度：33 件（平成 29 年 2 月運航開始）
- ・ H29 年度：259 件
- ・ H30 年度：289 件

52 医師確保対策について

【厚生労働省・文部科学省】

【提案・要望事項】

(1) 医師の偏在を是正するための義務や規制の検討

- ・都道府県の機能強化や医師の自律性に基づく偏在対策では限界があることから、医師免許取得後一定期間、医師不足地域での診療を義務付けるなど、義務や規制を伴う医師の偏在是正策の検討や、国、都道府県及び医療関係者間の役割や責任、協力義務等の更なる明確化など、実効性を高めた仕組みを構築すること。
- ・平成30年度の医療法及び医師法の一部改正に伴い、都道府県における医師確保対策の実施体制の強化が図られたところであり、都道府県への権限の移譲及び強化により実施される医師偏在対策に必要な財源について、国において措置すること。

(2) 専門医養成のための研修・教育体制の充実

- ・専門医制度については、都道府県間において実効性の伴う定員調整を行うなど、医師が地方に分散される仕組みを構築するとともに、その過程について、都道府県に適時適切に情報提供すること。
- ・地域医療などに求められる「総合診療専門医」を養成するための専門講座を大学医学部に必置とするなど、「総合診療専門医」養成に向けた教育体制の充実を図ること。

【現状と課題（背景・理由等）】

- 平成16年度の臨床研修制度の必修化以後、大学医学部の医師派遣機能が低下し、地域の中核的な医療機関において医師不足に伴い診療体制の縮小を余儀なくされるなど、医療提供体制の維持が極めて厳しい状況になっている。
- 国では、平成20年度からの医学部入学定員の増員や新たな専門医制度を実施しているが、医師養成には長い時間が必要であるほか、単に医師数を増やすだけでは、現在の地域間や診療科間の偏在解消に結びつくとは限らない。
- 平成30年に医療法及び医師法の一部改正により、1. 医師少数区域等で勤務した医師を評価する制度の創設、2. 都道府県における医師確保対策の実施体制の強化、3. 医師養成過程を通じた地域における医師確保対策の充実、4. 地域における外来医療機能の不足・偏在等への対応、などにより地域間の医師偏在の解消等を通じ、地域における医療提供体制の確保するための措置が講じられた。
- 今後、更に法律が施行されることから、国の検討会等において具体的な議論が行われているところ。
- 国、県、大学及び地域医療関係者等がそれぞれの役割や責任に応じた取組みを行い、地域や診療科間の偏在の解消につながる適正な制度の構築が求められる。

【本県の取組】

- 本県では、自治医科大学卒業医師の活用や、へき地診療所への代診医の派遣、ドクターバンク事業等を通じて、即戦力となる医師の掘り起こしに努めるとともに、地域枠入学生を対象とした奨学金の創設や、地域医療に関する寄附講座の運営等により、地域医療を担う医師の養成・確保に努めているところである。
また、県内の地域や診療科間の偏在を解消し、将来にわたって、安心できる医療を県民に提供していくために、地域医療に従事しながらキャリア形成できる環境を整備し、奨学生医師をはじめとする若手医師の県内定着を図ることとしている。

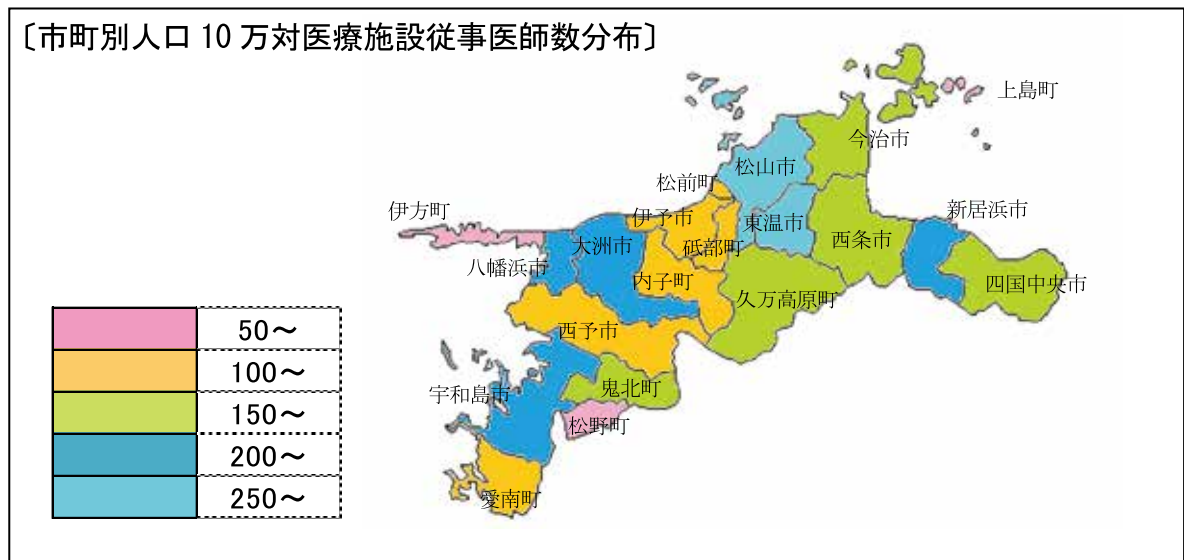
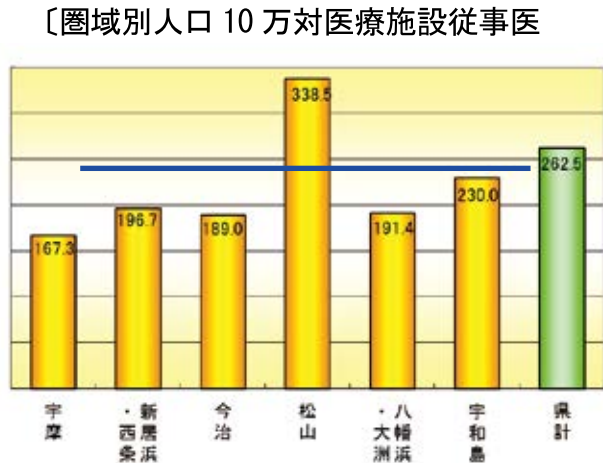
【実現後の効果】

- ◇ 地域の医師不足が解消され、県民全てが、いつでもどこでもどの分野でも安心して医療を受けられる社会が形成できる。

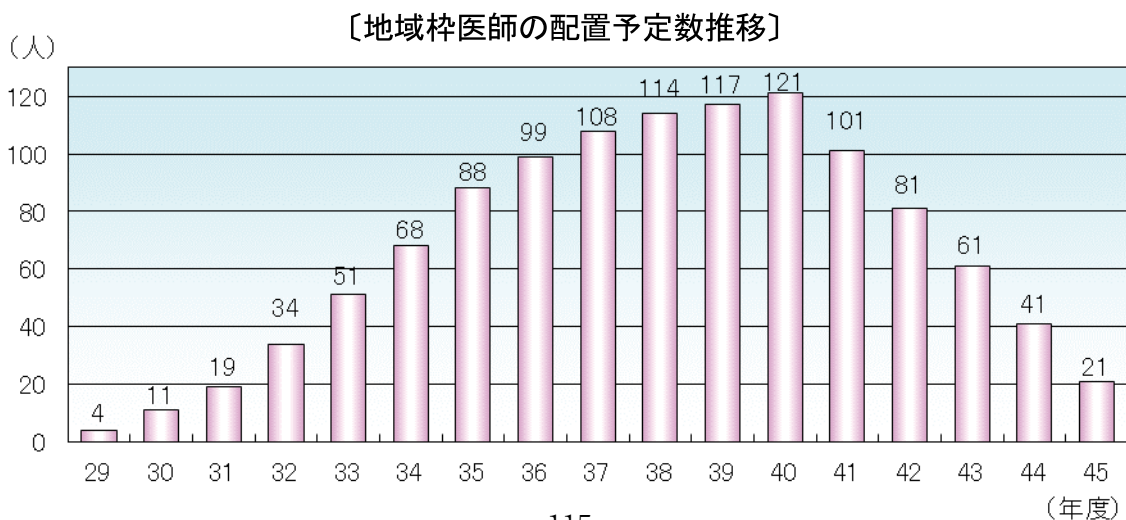
県担当部署：保健福祉部 社会福祉医療局 医療対策課

本県の医師の状況

- 平成 28 年 12 月 31 日時点における医師数をみると、前回調査（平成 26 年）から全国では 8,275 人（2.7%）増加し、本県では 66 人（1.8%）増加する結果となっており、全国と同程度の増加率にとどまっている。
- また、人口 10 万人当たり医療施設従事医師数を圏域別にみると、松山圏域以外は全て全国平均以下となっており、宇摩圏域では、松山圏域の半数程度の医師数となるなど、医師の地域偏在が顕著となっている。



- 医学部入学定員の増員に伴い、県が奨学金貸与枠を設定した「地域枠」出身の奨学生医師は、計画ではピーク時に 120 名程度を県内の医療機関に配置可能となる見込み。



53 地域の実情に応じた地域医療介護総合確保基金の見直しについて

【厚生労働省】

【提案・要望事項】

(1) 地域の実情に沿った柔軟な制度への見直しと十分な財源の確保

- ・本基金について、地域の実情に沿って柔軟に活用できる制度とするとともに、将来にわたり十分な財源を確保すること。

(2) 早期の内示など基金の円滑な運用

- ・内示により基金配分額が判明するまで、医療・介護の関係機関・団体等が基金活用事業を実施することが困難であるため、医療・介護サービスの円滑な提供に多大な影響を与えている。早期の内示など、運用の見直しを早急に行うこと。

【現状と課題（背景・理由等）】

1 地域の実情に沿った柔軟な制度への見直しと十分な財源の確保

本県では、医療分野としては、地域の実情に沿った医療提供体制を構築し、「県民安心の愛媛医療」の維持確保を図るため、平成27年度に地域医療構想を策定した。構想では、地域全体で治し支える「地域完結型」の医療とともに、高度かつ専門的な医療については、各医療圏の広域的な連携を確保して地域医療を守ることにしている。

また、介護分野としては、団塊世代が後期高齢者になる2025年を見据えた中長期的な視点に立って、地域包括ケアシステムの構築を柱として、平成30年3月に高齢者保健福祉計画・介護保険事業支援計画を策定した。計画では、「健康長寿を実感し、地域において愛顔で暮らせる共生社会づくり」を目指し、社会参加の促進や在宅医療・介護連携の推進のほか、認知症高齢者への支援、高齢者施設の整備・充実や介護人材の確保に努めることにしている。

本基金の目的は、地域における医療と介護の総合的な確保であり、地域の実情に沿って活用できる制度にするとともに、構想等の実現に向けて十分な財源の確保が必要。

2 早期の内示など基金の円滑な運用

内示を受けるまで基金の配分見通しが全く立たないことや、地元大学と連携した事業が配分額算定の積算から除外されるケースがあることなどが、基金活用事業の円滑な実施を図る上で障害となっているため、事業実施に必要な基礎的な額をあらかじめ定めるとともに、内示を前年度中に行い、内示後は関係者へ意見聴取する期間を考慮した交付申請期限の設定などの円滑な運用が必要。

【実現後の効果】

- ◇ 柔軟な活用が可能となり、将来にわたって財源が安定的に確保されることにより、地域医療構想や高齢者保健福祉計画・介護保険事業支援計画に掲げた施策の適切な実施につながるとともに、愛媛らしい医療・介護提供体制の構築が図られる。
- ◇ 運用の円滑化により、医療・介護の関係機関・団体等による基金活用事業の早期の着手が可能になるなど、医療・介護サービスの向上が見込まれる。

県担当部署：保健福祉部 社会福祉医療局 医療対策課
生きがい推進局 長寿介護課

54 マイナンバー制度の安定した情報連携環境の構築等について

【内閣官房・内閣府・総務省・厚生労働省】

【提案・要望事項】

(1) マイナンバー制度の安定した情報連携環境の構築

- ・ 国家的な情報基盤であるマイナンバー制度における情報連携について、現状の不備改善や対象手続の追加等を行う際には、自治体側での事務処理手順まで考慮した全体設計を徹底し、問題の発生を未然に防止すること。
- ・ 情報連携用データレイアウト等の全国共通仕様を変更する場合には、十分なシステム対応期間及びテスト期間を設けるとともに、対応経費については原則として国が負担すること。
- ・ 情報連携のために新たに設置した中間サーバー、統合宛名システム等のシステム更新経費についても原則として国が負担すること。

(2) 国から地方への安全な情報伝達の実現

マイナンバー制度導入に伴うセキュリティ対策の抜本的強化（インターネットの分離等）を踏まえ、各自治体が利用する国提供情報をL G W A N上に設置するよう努めること。

【現状と課題（背景・理由等）】

○情報連携環境における問題点

- ・ 情報連携については、全国共通の情報連携用データレイアウト（データの項目名や種類、順番等を定義）の不備により、住民の利便性向上（添付書類の省略等）が実現できない事務手続が生じている。これについては、30年7月のデータレイアウト変更でも解消されておらず、予想外の自治体の事務負担が継続している。
- ・ 30年7月のデータレイアウト変更時は、仕様が開示された後も変更が頻繁に発生し、自治体側での検討・設計等が進まない事態に陥るとともに、対応期間の確保に苦慮することとなった。また、令和元年6月のデータレイアウト変更に向け、共通指針に示されていない仕様が示されたことから、システム改修のための経費が必要となる見込み。
- ・ 情報連携のために26年度から新たに設置した中間サーバー、統合宛名システム等について、システム更新への対応経費が必要となる。当初構築を国補助で行ったものであり、更新についても同様に国補助が必須。

○国から地方への安全な情報伝達における問題点

マイナンバー制度の導入に伴い、自治体側ではインターネットの分離を実施したが、インターネット上にある国提供情報（各省庁のホームページに掲載の情報やインターネット上のシステムで伝達される情報等）について、その取り込みに苦慮しているところである。

【愛媛県内の取組】

○団体内統合宛名システムや各業務システムのシステム対応

データレイアウト等の全国共通仕様を国が変更する都度、システム改修や運用方法の検討を追加実施し、予定外の対応経費を追加負担している。

【実現後の効果】

- ◇ マイナンバー制度全体の中核である、情報連携機能の信頼性・実用性の向上
- ◇ 住民手続の「添付書類の省略」等、住民にとっての利便性の向上
- ◇ 国から地方への情報伝達における安全性の確保

県担当部署：企画振興部 政策企画局 情報政策課

55 地方消費者行政の充実・強化について

【内閣府（消費者庁）】

【提案・要望事項】

- (1) 消費生活相談員の質の向上及び相談体制の充実強化を図るため、消費生活相談員の研修プログラム拡充等の支援を行うこと。
- (2) 情報化の進展に伴う新たなサービス等による消費者被害の拡大防止を図るため、地方の自主性・独自性を踏まえた消費者教育・啓発に関する自由度の高い交付金制度の拡充を行うこと。

【現状と課題（背景・理由等）】

- 高齢化の進行や情報化、グローバル化が進展する中、個人間取引の拡大やスマホ決済等の決済方法の多様化・複雑化などに伴い、新たな相談が増加していることに加え、訪日・在日外国人の消費者トラブルに対しても迅速かつ的確に対応していく必要がある。
- このため、消費生活相談窓口の機能強化に向けて、広範かつ専門的知識を持つ消費生活相談員の確保及び質の向上が喫緊の課題となっており、最新の消費者問題に対して時機を逸することなく対応できるよう、相談窓口の現場や自宅においても学習できる研修プログラムの拡充等の支援を求める。
- また、国の「地方消費者行政強化交付金」制度についても、新しいビジネスによるトラブルに対する消費者教育や啓発など、当初に想定されていない事案にも対応できるよう、一定の目的に沿った事業であれば柔軟に活用できる自由度の高い交付金制度への拡充を要望する。

【消費生活相談員数】

31年度 愛媛県：7名、市町：19市町 延べ28名（未設置1町：上島町）

松山市：5名、新居浜市：3名、今治市、四国中央市、内子町：2名、その他14市町：1名

【愛媛県内の取組】

- **消費生活相談員の質の向上に向けた取組**
平成28年度から法定資格化された消費生活相談員の資格取得に向けた研修や県消費生活相談員等による市町消費生活相談員等への支援、県内消費生活相談員と法律専門家・警察を交えた事例検討会等を実施している。
- 「第二次愛媛県消費者教育推進計画」に基づく消費者教育の推進
平成30年9月に策定した「第二次愛媛県消費者教育推進計画」に基づき、民法の成年年齢引下げに対応するための高等学校等での消費者教育の強化やおもいやり消費（エシカル消費）の推進を主な取組み事項として、消費者の特性に応じ、ライフステージを通じた体系的かつ実践的な消費者教育を推進することとしている。

【実現後の効果】

- ◇ 消費者被害の拡大防止のための迅速な対応や、相談窓口における円滑な相談処理及び消費者教育の着実な推進により、県民の安全・安心な消費生活の実現が図られる。また、消費者行政推進のための「愛媛県推進計画」や、国が策定した「地方消費者行政強化作戦」の目標達成にも資する。

県担当部署：県民環境部 県民生活局 県民生活課

56 低炭素社会の実現に向けた対策の支援について

【経済産業省（資源エネルギー庁）・環境省・農林水産省】

【提案・要望事項】

- (1) 温室効果ガスの抜本的な削減のための設備導入等の支援強化
 - ・家庭や事務所、店舗等から排出される温室効果ガスの抜本的な削減を図るため、省エネルギー設備の導入や建築物の省エネ化に対する支援を強化すること。
- (2) 再生可能エネルギーの安定利用のための環境整備
 - ・エネルギーの低炭素化に向けて、再生可能エネルギーを長期・安定的に活用していくため、固定価格買取制度の買取期間終了後も発電事業が継続される環境を整備すること。また、バイオマス発電については、燃料の安定供給確保に向けた対策を強化すること。
- (3) 気候変動の影響への適応策の取組強化
 - ・気候変動及びその影響予測・評価等に関する積極的な情報提供や、地域における具体的な適応策の立案・実施に対する支援を強化すること。

【現状と課題（背景・理由等）】

○温室効果ガス排出量の増加

近年、火力発電所の稼働増に伴い、特に業務・家庭部門の温室効果ガス排出量が増加しており、事務所、店舗等における省エネ効果の高い設備改修や、住宅・オフィスビル等の建築物の高断熱化を更に促進していく必要がある。

○再生可能エネルギーの安定的な活用

2019年11月以降、固定価格買取が順次終了する住宅用太陽光を始め、固定価格買取制度による買取終了後も引き続き発電事業が適切に継続されるよう、市場環境の整備やエネルギーの地産地消の推進等に向けた適切な制度設計を行う必要がある。また、木質バイオマスを始めとしたバイオマス発電については、長期的なバイオマス燃料の安定確保に取り組んでいく必要がある。

○気候変動の影響

地球温暖化によって極端な高温や強い台風などの異常気象が各地で発生するなど、かつて経験したことのないような気候の変化に直面しており、地球温暖化に対する適応の取組を強化する必要がある。

【愛媛県内の取組】

○県民総ぐるみでの地球温暖化防止の推進

「愛媛県地球温暖化防止実行計画」に基づき、地球温暖化対策に繋がる賢い選択を促す各種キャンペーンなどを通じた意識啓発や、省エネ設備導入に対する低利融資、ZEHや家庭用蓄電池の導入支援を行っている。また、使用済み天ぷら油を原料としたバイオディーゼル燃料5%混合軽油の利用拡大を図るなど、県民総ぐるみで地球温暖化防止に努めている。

さらに、平成30年12月施行の気候変動適応法に基づく国の適応計画や最新の科学的知見・行政の情報等を踏まえ、気候変動適応に係る県計画を策定することとしている。

【実現後の効果】

- ◇ 地域全体で再エネ・省エネの更なる導入を促進し、温室効果ガスの大幅な削減を図るとともに、気候変動の影響に対する適応策の推進により、住民の安全・安心を確保し、もって持続可能な低炭素社会の実現を目指す。

県担当部署：県民環境部 環境局 環境政策課

57 新エネルギーの導入促進及びエネルギーのベストミックス実現による電力需給の安定化について

【経済産業省（資源エネルギー庁）・環境省】

【提案・要望事項】

エネルギーの安定供給等を確保するための最適な電源構成の実現に向けた具体策を講じるとともに、新エネルギーの一層の導入促進を図ること。

- (1) エネルギーのベストミックス実現による電力需給の安定化
- (2) 新エネルギーの導入促進に対する支援措置の拡充

【現状と課題（背景・理由等）】

○国のエネルギー政策と電力需給の安定化

【現状】

- ・ 「エネルギー政策基本法」において、エネルギーの需給に関する施策を総合的に策定・実施することは、国の責務とされており、第5次「エネルギー基本計画」（H30年7月改訂）においては、中期的展望（2030年シナリオ）としての最適な電源構成が示されている。（再生可能エネルギーの比率 22～24%程度、原子力発電の比率 20～22%程度）

【課題】

- ・ 第5次「エネルギー基本計画」で掲げた政策の実現に向け、国においては、具体策を示し、着実に実行していくことが望まれる。特に県民生活や経済活動に支障が出ないように、長期的視点に立ち、エネルギーのベストミックスの実現による電気料金の低廉化と電力需給の安定化が望まれる。

○新エネルギーの導入促進

【現状】

- ・ 固定価格買取制度（以下「FIT 制度」という。）による太陽光発電設備の導入拡大により、多くの地域で系統接続量が限界に達しており、九州電力において太陽光発電の出力制御が実施される事例も生じている。
- ・ FIT 制度により、電力会社が買取りに要した費用については、最終的には、企業や家庭の電気料金に上乗せされることとなっており、毎年、費用負担が増加している。

【課題】

- ・ 新エネルギーの更なる導入促進に向け、系統運用の見直しや蓄電池の設置等のインフラ整備など抜本的な系統連系対策が必要であるほか、近年多発する災害時のエネルギー確保という観点からも、将来に向けた「エネルギーの地産地消」への積極的な取組が求められている。
- ・ 家庭や企業向けの設備導入に係る補助制度等、国の支援策の拡充のほか、更なる技術開発や高性能で低コストの蓄電技術の開発研究が必要であり、国が戦略的に取り組むことにより、その道筋を明確にしていくことが望まれる。また、FIT 制度の適切な運用により国民負担の軽減を図るとともに、国民に対し、より丁寧な説明と理解を得る努力が必要である。

【愛媛県内の取組】

- 市町とも連携し、家庭用燃料電池や蓄電池の導入補助に加え、中小企業の新エネ設備等の導入に向けた県単低利融資制度の拡充や工業用水道等を活用した小水力発電のほか、市町等が実施する再生可能エネルギーの導入可能性調査に対する支援を行うなど、本県の特性や実情に応じた多様な再生可能エネルギーの導入促進に努めている。

【実現後の効果】

- ◇ 地域の実情に応じた新エネルギーの導入促進

県担当部署：経済労働部 産業雇用局 産業政策課
県民環境部 環境局 環境政策課

58 エネルギー対策特別会計関連交付金の 充実強化について

【経済産業省（資源エネルギー庁）】

【提案・要望事項】

東日本大震災を契機に、地域における防災・安全対策の重要性が高まる中、喫緊かつ集中的な事業展開を図るため、エネルギー対策特別会計関連交付金の充実強化を図ること。

- (1) 電源立地地域対策交付金の交付対象市町（エリア）の拡大及び愛媛県・交付対象市町への交付金額の増額や、交付金制度拡充による適切な財政措置
- (2) 石油貯蔵施設立地対策等交付金の愛媛県・交付対象市町への交付金額の増額

【現状と課題（背景・理由等）】

- H23年発生 of 東日本大震災の影響により、東京電力福島第一原子力発電所で放射能漏れ事故が発生した。更に震災直後、東京電力広野火力発電所、常陸那珂火力発電所、鹿島火力発電所についても運転が停止され、また、コスモ石油千葉製油所でもLPGタンク付近で大規模火災が発生するなど、今後の日本のエネルギーの安定供給システムの維持・確保のためには、更なる対策強化が望まれる。
- 東日本大震災後、愛媛県ではH24年度に地域防災計画（原子力災害対策編）を改訂し、重点的に防災対策を行う範囲をEPZ（概ね半径10kmの地域）から、PAZ（概ね半径5kmの地域）、UPZ（概ね半径30kmの地域からPAZを除いた地域）に拡大しており、国においても、エネルギーの総合的な対策を実施する責務を有している立場から、地方自治体や事業者等と連携しながら、安全対策とエネルギー関連施設の運転円滑化に一層拡充し取り組む必要がある。
- 四国電力では、伊方発電所1号機に続いて2号機の廃炉を決定（H30年3月）したところ。H29年9月から1号機の廃止措置作業に着手したが、その完了には約40年の長い期間を要し、地域の経済、雇用、財政等に影響を及ぼすことが懸念されることから、国のエネルギー政策に協力してきた立地地域の持続的な発展に向けて、廃止措置作業完了までを見据えた交付金制度の拡充を求める。

【愛媛県内の取組】

- 愛媛県では、県や地元市町において、電源立地地域対策交付金、原子力発電施設等立地地域基盤整備支援事業交付金及び石油貯蔵施設立地対策等交付金などを活用し、防災・安全対策事業等を展開しているが、対策強化及び地域振興のためにも、交付対象市町（エリア）の拡大、交付金額の増額や、制度の拡充が必要である。

〔参考〕30年度交付金の交付限度額

・電源立地地域対策交付金（電力移出県等交付金相当部分）	県・地元市町総額	278,723千円
・原子力発電施設等立地地域基盤整備支援事業交付金	県・地元市町総額	940,464千円
・石油貯蔵施設立地対策等交付金	県・地元市町総額	194,436千円

【実現後の効果】

- ◇ 地域住民の一層の安心・安全確保

県担当部署：経済労働部 産業雇用局 産業政策課

59 警察基盤の強化について

【総務省・国家公安委員会・警察庁】

【提案・要望事項】

(1) 愛媛県警察官の増員

- ・警察官 1 人当たりの業務負担が同規模県の中でも高い現状を早急に改善するとともに、人身安全関連事案対策、特殊詐欺対策及び原子力関連施設等へのテロ対策等の治安課題に的確に対処するため、本県警察官を増員すること。

(2) 装備資機材、警察車両、自動車ナンバー自動読取システムの増強

- ・治安課題に的確に対処するため各種装備資機材や警察車両を増強し、必要箇所への自動車ナンバー自動読取システムの増設又は簡易な自動車ナンバー自動読取システムに係る補助金制度を新設すること。

【現状と課題（背景・理由等）】

○過重な業務負担

本県警察官の 1 人当たりの負担人口は全国で 15 番目、負担世帯数は全国で 3 番目に多く、同規模県の中でも高い業務負担の平準化を図るためには、本県警察官の増員が必要である。

○人身安全関連事案対策や特殊詐欺対策等の治安課題への的確な対処

現在、本県では、既存の人員で対処し難い

- ◇ 人身安全関連事案対策
- ◇ 特殊詐欺対策
- ◇ 原子力関連施設等へのテロ対策及び大規模災害対策
- ◇ サイバー犯罪・サイバー攻撃対策
- ◇ 捜査手法・取調べの高度化及びDNA型鑑定等の科学捜査力の充実

等の治安課題があり、これらに的確に対処し、県民の期待と信頼に応えるためには、本県警察官の更なる増員が必要である。

○各種装備資機材の整備が不十分

- ◇ 大規模災害時における救出救助活動等の初動対応に機動的かつ的確に対処するため、災害現場画像送信システムなど各種資機材の充実が必要である。
- ◇ 原子力関連施設等へのテロ対策、サイバー犯罪・攻撃対策など各種治安課題に的確に対処するため、装備資機材の更なる整備・充実が必要である。

○警察車両の整備率が四国最下位

本県における警察官 1 人当たりの警察車両（国費）整備率は、四国 4 県で最下位であることから、更なる増強が必要である。

○自動車ナンバー自動読取システムの整備が不十分

広域化、複雑多様化する犯罪情勢に対処するため、自動車ナンバー自動読取システムの増設又は簡易な自動車ナンバー自動読取システムに係る補助金制度を新設する必要がある。

【実現後の効果】

- ◇ 安全で安心な社会の実現

※ 本県担当部署：警察本部 警務課・生活安全企画課・刑事企画課・警備課等

60 交通安全施設更新事業の計画的な推進について

【国家公安委員会・警察庁】

【提案・要望事項】

交通安全施設更新事業の計画的な推進

- ・「信号機の心臓部」である信号制御機の計画的な更新に係る補助金について、継続的に予算を確保すること。

【現状と課題（背景・理由等）】

○交通安全施設の現状

本県では、いわゆる「第二次交通戦争」に係る総合対策の一環として、平成元年から15年にかけて、交通安全施設を重点整備し、交通の安全と円滑を図ってきたところであるが、これらの更新基準が19年であることから、現在、交通安全施設の大量更新時期を迎えている状況にある。

○計画的な信号制御機の更新の必要性

交通安全施設の中でも「信号機の心臓部」となる信号制御機は、特に重要度が高く、確実な保守が求められているものであり、更新が滞った場合には、老朽化による故障で滅灯、誤動作等を引き起こし、交通渋滞や交通事故を頻発させるなど、県民生活に大きな影響を及ぼすおそれがあることから、計画的に更新することが重要である。

○信号制御機の更新の取組

本県では、平成30年度末で約2,000基の信号制御機を設置・運用しているところ、更新基準（19年）が示されている中、既設信号機の見直しを図りつつ、毎年100基程度を更新し、適正な維持管理と更新の平準化を図ることとしている。この更新計画を確実に進めるため、警察庁の特定交通安全施設等整備事業に係る補助金について、継続的に予算を確保する必要がある。

【実現後の効果】

- ◇ 信号制御機を計画的に更新することが、老朽化に起因する故障等による交通渋滞や交通事故の発生を防止し、安全で円滑な交通環境を確保することにつながる。

県担当部署：警察本部 交通部 交通規制課

VII 行財政改革・地方分権

61 地方税財源の充実・強化について

【内閣府・総務省・財務省】

【提案・要望事項】

(1) 地方財政計画の適正な策定

- ・地方財政計画の策定に当たっては、地方財政計画の決定過程の透明化を図るとともに、喫緊の課題である防災・減災対策及び公共施設等の老朽化対策、大幅に増加している社会保障関係経費、人口減少対策や地域経済の活性化等の地方創生に必要な経費など、地方の財政需要を的確に反映させること。

(2) 地方交付税総額の確保

- ・地方交付税の有する財源調整・財源保障機能が適切に発揮されるよう、その総額を確保すること。

(3) 地方分権を実現するための税収が安定的で偏在性の小さい地方税体系の早期実現

- ・国と地方の役割分担を明確にした合理的な体制が必要とされる中、真の地方分権を実現するため、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系の構築を図るとともに、国からの税源移譲も速やかに進めること。

(4) 消費税への軽減税率制度導入に係る代替財源の確保及び更なる清算基準の見直し

- ・消費税 10%への引上げにあわせて実施される軽減税率制度について、その減収により地方の社会保障財源に影響を与えないよう、安定的な恒久財源等を確実に確保すること。
また、清算基準については、税収の最終的な帰属地と最終消費地を一致させるという制度趣旨を踏まえた不断の見直しをすること。

(5) 電気供給業等に係る法人事業税収入金額課税の堅持

- ・収入金額による外形標準課税の課税方式の変更は、税収に大きく影響を与え、行政サービスに支障をきたすことになることから、現行の課税方式を堅持すること。

【現状と課題（背景・理由等）】

31年度地方財政計画においては、景気回復を背景とした地方税の増収などを見込み、一般財源総額が62.7兆円（対前年度比0.6兆円増）と過去最高の規模が確保された。特に、地方交付税の7年ぶりの増額や、臨時財政対策債の発行抑制が図られたことに加え、幼児教育の無償化や防災・減災対策に係る財源が措置されるとともに、地方が反対していた基金残高の増加を理由とした地方交付税等の削減は今回も行われておらず、地方が自由に使える財源が全体として確保された。ただし、これらは地方税の増収を前提としており、本県のように景気回復の実感が乏しく、税収の見通しが不透明である団体においては、地方交付税を含めた一般財源総額が確保できるかどうか懸念されるところである。

また、幼児教育の無償化に係る2020年度以降の地方負担分については、地方財政計画の歳出に全額計上し、一般財源総額を増額確保することとされているが、今後も喫緊の課題である防災・減災対策及び公共施設等の老朽化対策、人口減少対策や地域経済の活性化等の地方創生に向けた取組みを推進していくためには、歳入歳出を適正に見積もり、地方交付税等により財源を保障することが不可欠である。

特に、今後も地方の基金残高に関する議論が継続すると予想されるが、基金の積立ては、大規模災害発生時など緊急の財政出動への備えのほか、老朽化する公共施設等の更新整備や防災・減災対策を計画的に行うためであり、基金残高の増加を理由に地方の固有財源である地方交付税を削減することは容認できない。

また、今後も既往の臨時財政対策債の元利償還金分が累積していくことが見込まれることから、地方交付税法の本来の姿に立ち戻り、所得税など4税の法定率を引き上げるなど、特例措置に依存しない持続可能な制度を確立することが重要である。

さらに、現行の地方税制においては、仕事に見合う税源が地方に配分されていないほか、地方税全体での都道府県別の人口一人当たりの税収額が、2倍を超える税源の偏在性という課題が存在し、30年度税制改正により地方消費税の清算基準が見直され、結果として大都市から地方へ税収が移転したものの、これは抜本的な偏在是正ではなく、税収帰属の適正化を図るためのものにとどまった。

また、31年度税制改正では、地方法人課税について、地域間の財政力格差拡大、経済社会構造の変化等に対応し、都市と地方が支え合い、共に持続可能な形で発展していくため、特別法人事業税及び特別法人事業譲与税を創設し、税源の偏在を是正する新たな恒久的な措置として講ずることとされたが、地方分権を実現するためには、地方税の充実確保を図る前提としての税源の偏在是正が必要であり、特に偏在の大きい地方法人課税の是正を更に進めるなど、偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系を構築すべきである。

本年10月1日の消費税率10%への引上げにあわせて導入される軽減税率制度については、31年度税制改正で、安定的な恒久財源の確保について、歳入面においては、個人所得課税の見直し及びたばこ税の見直し等によるものとし、歳出面においては、総合合算制度の見送りに加えて、これまでの社会保障の見直し効果の一部の活用について検討することとされたが、全ての財源が明らかになっていないことから、地方財政に影響が出ないようにすべきである。

また、地方消費税の清算基準については、30年度税制改正において、統計データのカバー率を75%から50%に変更するとともに、統計データのカバー外の代替指標として「人口」の比率を50%とすることとされた。

この見直しは、全国知事会の提言を勘案したものであるが、地方消費税は地方団体にとって重要な基幹税であることから、引き続き、地方消費税に係る税収の最終的な帰属地と最終消費地を一致させるという清算基準の趣旨を踏まえた不断の見直しをすべきである。

電気供給業、ガス供給業及び保険業については、収入金額による外形標準課税が行われているが、小売自由化となる電気供給業及びガス供給業における新規参入の状況、行政サービスの受益に応じた負担の観点、地方財政や個々の地方公共団体の税収に与える影響等を考慮しつつ、これらの法人に対する課税の枠組みについて、31年度税制改正において、引き続き検討することとされた。

なかでも、電気供給業は、電力の完全な自由市場の状況であるとはいえ、大手電力会社等による事実上の独占状態は継続しており、行政サービスの質や量が変化しないにもかかわらず、他の一般の業種と同じ課税方式とすることは、原発立地県の財政運営への影響が大きく、地域の行政サービスに支障をきたすことから、収入金額課税方式を堅持すべきである。

【実現後の効果】

- ◇ 地方の安定した財政運営の確保
- ◇ 地方が住民生活に必須の行政サービスを安定的に提供
- ◇ 喫緊の課題である防災・減災対策、人口減少対策や地域経済の活性化等の地方創生に向けた取組の推進

62 地方創生の実現に向けた実効性のある支援について

【内閣府】

【提案・要望事項】

(1) 地方創生推進交付金を活用するための所要財源の確保

- ・地域再生法に基づく事業計画として認定されることで、複数年度にわたる取組が地方創生推進交付金の対象として位置づけられることとなったが、計画に掲げた取組を着実に実施できるよう、所要財源を十分に確保していくこと。

(2) 地方が自らの力で創生していくために必要な権限と財源の移譲推進

- ・真の地方創生を実現するためには、地方の創意工夫が十分に生かせる仕組みが必要であることから、地方が現場目線で実効性のある取組をスムーズに行えるよう、権限と財源の移譲をしっかりと進めていくこと。

【現状と課題（背景・理由等）】

○地方創生推進交付金を活用するための所要財源の確保

地方創生推進交付金の活用条件として、地域再生法に基づく事業計画の内閣総理大臣による認定が定められたことにより、複数年度にわたる取組が地方創生推進交付金の対象として位置づけられることとなったが、計画に掲げた取組を着実に実施できるよう、所要財源の継続的な確保が不可欠である。

○地方が自らの力で創生していくために必要な権限と財源の移譲推進

地方創生推進交付金をはじめとして、国による地方創生の実現に向けた手厚い支援が行われているが、真の地方創生を実現するためには、地方の創意工夫が十分に生かされる仕組みであることも必要である。

そのためにも、地方が現場目線で実効性のある取組をスムーズに行えるよう、権限と財源の移譲をしっかりと進めなければならない。

【愛媛県内の取組】

○「愛媛県版まち・ひと・しごと創生総合戦略」の着実な推進

平成27年10月に「愛媛県版まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、「① 地域に働く場所をつくる・人を呼び込む」、「② 出会いの場をつくる・安心して子どもを産み育てる」、「③ 元気な地域をつくる・いつまでも地域で暮らせる」の3つの基本目標のもと、まち・ひと・しごとの創生を目指して取り組んでいくことで、県内人口の自然減と社会減の是正を着実に進めている。

また、県内各市町も同様に総合戦略を策定し、地方創生に向けた取組を推進している。

【実現後の効果】 ※実現後の効果として、県の総合戦略で掲げている基本目標

- ◇ 社会減の縮小〔3,512人の転出超過（平成26年度）→1,200人以上の縮小（平成31年度）〕
- ◇ 若い世代の就労・結婚・子育ての希望が実現することによる合計特殊出生率の段階的な上昇〔1.50（平成26年）→1.58程度（平成31年）〕
- ◇ 市町連携による人口減少に対応した地域づくり〔3件（平成26年度）→5件（平成31年度・累計値）〕

※ 県内各市町においても、実現後の効果として、同様に目標を設定。

県担当部署：企画振興部 政策企画局 総合政策課

【愛媛県版まち・ひと・しごと創生総合戦略の概要】

(戦略の理念)

第六次愛媛県長期計画「愛媛の未来づくりプラン」において、今後の愛媛づくりにおける基本的な考え方として掲げられた以下の4つの視点を県民と共有しながら、「愛のくに 愛顔あふれる愛媛県」の実現に向けて取り組み、本県が直面する人口減少問題の解消に向け、オール愛媛で取り組んでいく。

- ① つながり実感愛媛の実現《人と人との絆を大切にする》
- ② オリジナル愛媛の創造《愛媛らしさを発揮する》
- ③ 愛媛コーディネートの確立《愛媛の魅力をつなぎ合わせて強みを高める》
- ④ ニュー・フロンティア愛媛の追求《自ら道を切り拓き新しい分野へ挑戦する》

(戦略の位置付け)

本戦略は、まち・ひと・しごと創生法に基づき策定された国の「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を勘案し、本県の目指す将来の方向性を示す「愛媛県人口ビジョン」を踏まえ、今後5か年の目標や具体的な施策を示し、県内人口の自然減の歯止め、県外への流出の是正を着実に進めていくためのもので、「愛媛の未来づくりプラン」をはじめとする県の各種計画と一体的に推進していく。

(取組に当たっての基本事項)

市町をはじめとする産学官等の多様な機関・団体、国や県外の地方公共団体等と連携して、地方創生の実現を目指した取組みを効果的に推し進め、本県の活力の維持・向上を目指し、具体的には、

- ① 「地域経済の活性化」、「きめ細かな少子化対策」、「地域課題への対応」の観点から、東・中・南予の地域特性を踏まえた実効性の高い取組み
- ② 市町をはじめ産学官等の多様な機関・団体と連携した「オール愛媛」の体制での推進
- ③ 国や県外の地方公共団体等との広域連携による人的・物的交流の拡大などによって、出生率の向上や若年層を中心とした県外への人口流出の解消等を図り、人口減少に歯止めをかけることで更なる県内の活性化を目指す。

また、各市町が自らの総合戦略に基づき、様々な取組を進めるなかで、市町間での連携・協力が円滑に行われ、県内が一体となって、まち・ひと・しごとの創生を目指して取り組んでいけるよう、県が調整役となる。

さらに、国が提供する「地域経済分析システム (RESAS)」を活用した地域経済に係わる様々なビッグデータ（企業間取引、人の流れ、人口動態等）に基づく分析を行うことで、より効果的・効率的に各種施策に取り組んでいく。

63 地方分権改革の推進について

【内閣府・総務省】

【提案・要望事項】

個性を活かし自立した地方をつくるため、地方の提言・要望を十分反映した、真の地方分権型社会実現への取組を推進すること。

(1) 国と地方の協議の場の充実

- ・法定の「国と地方の協議の場」の協議対象である国と地方の役割分担について、徹底的な見直しを行うこと。
- ・地方自治に影響を及ぼす国の政策立案の際には、「国と地方の協議の場」を最大限有効活用し、また、実質的協議を行う分野別の分科会を設置し、地方の意見を的確に反映させること。

(2) 地方税財政制度の整備

- ・税源移譲、国庫補助負担金、地方交付税等の税財政上の措置のあり方について一体的に検討し、地方自らの責任で効率的な自治体経営を行うことができる地方税財政制度の整備を図ること。

(3) 更なる事務・権限の移譲

- ・地方が抱える課題をより迅速かつ効果的に解消できるよう、事務・権限の更なる移譲を行うこと。

(4) 更なる義務付け・枠付けの見直し

- ・地方の自主性・裁量性を拡大するため、更なる義務付け・枠付けの見直しを行うこと。
- ・「従うべき基準」の多用などの課題解消を図ること。

(5) 地方分権改革・提案募集方式の推進

- ・現場を知る地方の提案に対して真摯に耳を傾け、提案募集の対象を拡大し、地域の課題に柔軟に対応できるよう実効ある運用を行うこと。

【現状と課題（背景・理由等）】

- 明治以来続いてきた中央集権型行政システムは、社会の成熟に伴う住民ニーズの多様化、人口減少や少子高齢化の急速な進展など時代の変化に対応できない状況に陥っており、地域の個性を活かした地域づくりに有効に機能しておらず、国と地方の二重行政等による無駄といった課題が指摘されている。
- こうした現状を打破し、活力に満ち、安心して暮らすことのできる社会を実現するためには、国と地方の役割分担を明確にして、国は、外交や防衛、金融政策といった本来果たすべき役割に専念し、住民に身近な行政は地方が主体的に決定、実行することで、国・地方双方の機能強化につなげていく必要がある。
- 地方分権改革は、住民に最も身近な基礎自治体を重視して進めることが重要であり、地域の個性を活かした地域づくりや国、地方を通じた行財政改革のために、ぜひとも実現させなければならない重要課題である。
- 地方からの発意に根ざした新たな取組として、平成26年から導入された「地方分権改革・提案募集方式」では、平成30年度は、全国の提案の89.4%について、地方から意向を踏まえてなんらかの対応を取るとする対応方針が示されたものの、具体的な検討を先送りしているものが多い。

【実現後の効果】

- ◇ 住民に身近な自治体等の強化により、住民自治の具現化が図られ、地域の個性を活かした地域づくりが可能になる。
- ◇ 国と地方の適切な役割分担により、国と地方の二重行政等の無駄を排除し、国、地方を通じた行財政改革に寄与する。

本県担当部署：総務部 行財政改革局 行革分権課



世界がつながる。未来へつなげる。

Connecting the world is connecting to the future.

G20
2019
JAPAN

G20 愛媛・松山 労働雇用大臣会合

G20 Labour and Employment Ministers' Meeting in Matsuyama-Ehime

2019. 9.1 SUN · 2 MON



えま
ひじ
めめ